を明確に判断した以上はこれを無効とすべきであり，そうした場合に生じ得る問題については，経過的にいかに取り扱うかを同時に決定する権限を有するものと考える。

⑵　既に行った議決等の効力

例えば，先ほどの二つの問題のうち，第一の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員によって構成された参議院又は衆議院が既に行った議決等の効力」については，それが判決前にされた議決等であれば，裁判所による選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生し，過去に遡及するものではないから，当該議決等の効力に影響を及ぼす余地はなく，当該議決は当然に有効なものとして存続することとなることは，いうまでもない。

それに加えて，判決後においても，裁判所による選挙無効の判断を受けて一票の価値の平等を実現する新たな選挙制度が制定されこれに基づく選挙が行われて選出された議員で構成される参議院又は衆議院が成立するまでの間を含めて，後述のとおり一定数の身分の継続する議員で構成される院により議決等を有効に行うことが可能となるので，その点で国政に混乱が生ずる余地はない。また仮に，判決の直後に判決前と同じ構成の院が議決等を行ったとしても，国政の混乱を避けるために，当該議決等を有効なものとして扱うべきである。

⑶　無効な選挙で選出された議員の身分

次に，先ほどの二つの問題のうち，第二の「判決により無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱い」については，参議院の場合，本件のように全選挙区が訴訟の対象とされているときは，その無効とされた選挙において一票の価値（各選挙区の有権者数の合計を各選挙区の議員定数の合計で除して得られた全国平均の有権者数をもって各選挙区の議員一人当たりの有権者数を除して得られた数。以下同じ。）が0.8を下回る選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うものと解すべきである。なぜなら，一票の価値が許容限度の0.8より低い選挙区から選出された議員がその身分を維持しつつ他の選挙区の議員と同様に国会の本会議や委員会において議事に加わることは，そもそも許されないと解されるからである。ちなみにそれ以外の選挙区から選出された議員については，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了までは参議院議員であり続けることができる。参議院議員は３年ごとにその半数が改選される（憲法46条）ので，このように解することにより，参議院はその機能を停止せずに活動することができるだけでなく，必要な場合には緊急集会の開催も可能である（注１）（注２）。

（注１）平成28年９月２日現在の選挙人名簿登録者（在外を含む。）の参議院選挙区選出議員の定数146人中，一票の価値が0.8を下回る選挙区の定数は，試算によると38人（今回の平成28年７月10日に施行された参議院議員通常選挙に限って言えば，参議院選挙区選出議員の定数73人中，一票の価値が0.8を下回る選挙区の定数は，試算によると19人）であり，これらの議員が欠けたとしても，院の構成には特段の影響はないものと考えられる。

（注２）他方，衆議院の場合，選挙無効の判決がされると，訴訟の対象とされた選挙区から選出された議員のうち，同じく一票の価値が0.8を下回る選挙区から選出された議員は，全てその身分を失うが，それ以外の選挙区から選出された議員は，選挙は無効になるものの，議員の身分は継続し，引き続きその任期終了又は解散までは衆議院議員であり続けることができる。このように解することによって，衆議院は経過的に，一票の価値が0.8以上の選挙区から選出された議員及び訴訟の対象とされなかった選挙区がある場合にあってはその選挙区から選出された議員のみによって構成されることになり，これらの議員によって構成される院で，一票の価値の平等を実現する新しい選挙区の区割り等を定める法律を定めるべきである。仮にこれらの議員によっては院の構成ができないときは，衆議院が解散されたとき（憲法54条）に準じて，内閣が求めて参議院の緊急集会を開催し，同緊急集会においてその新しい選挙区の区割り等を定める法律を定め，これに基づいて次の衆議院議員選挙を行うべきものと解される。

５　一票の価値の平等を実現する選挙制度

なお，一票の価値の平等を実現するための具体的な選挙区の定め方に関しては，もとより新しい選挙区の在り方や定数を定める法律を定める際に国会において十分に議論されるべき事柄であるが，都道府県又はこれを細分化した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては，策定が非常に困難か，事実上不可能という結果となることが懸念される。その最大の障害となっているのは都道府県であり，また，これを細分化した市町村その他の行政区画などもその大きな障害となり得るものと考えられる。

したがって，これらは，もはや基本単位として取り扱うべきではなく，細分化するにしても例えば投票所単位など更に細分化するか，又は細分化とは全く逆の発想で全国を単一若しくは大まかなブロックに分けて選挙区及び定数を設定するか，そのいずれかでなければ，一票の価値の平等を実現することはできないのではないかと考える。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　岡部喜代子
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山本　庸幸
裁判官　山崎　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕
裁判官　木澤　克之
裁判官　菅野　博之
裁判官　山口　　厚
裁判官　戸倉　三郎
裁判官　林　　景一

（別紙１）

１　大阪高等裁判所平成28年（行ケ）第５号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月20日に言い渡した判決
２　仙台高等裁判所平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年11月７日に言い渡した判決
３　広島高等裁判所岡山支部平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月14日に言い渡した判決
４　広島高等裁判所松江支部平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月26日に言い渡した判決
５　名古屋高等裁判所金沢支部平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月17日に言い渡した判決
６　広島高等裁判所平成28年（行ケ）第３号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月28日に言い渡した判決
７　仙台高等裁判所秋田支部平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月19日に言い渡した判決
８　福岡高等裁判所平成28年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成28年10月31日に言い渡した判決

（別紙２）

滋賀県選挙区，京都府選挙区，大阪府選挙区，兵庫県選挙区，奈良県選挙区，和歌山県選挙区，宮城県選挙区，青森県選挙区，岩手県選挙区，福島県選挙区，山形県選挙区，岡山県選挙区，鳥取県及び島根県参議院合同選挙区，富山県選挙区，石川県選挙区，福井県選挙区，広島県選挙区，山口県選挙区，秋田県選挙区，福岡県選挙区，佐賀県選挙区，長崎県選挙区，熊本県選挙区及び大分県選挙区

当　事　者　目　録

平成２９年（行ツ）第９号上告人
横山　正樹
平成２９年（行ツ）第９号上告人
杉浦　真理
平成２９年（行ツ）第９号上告人
高里　良夫
平成２９年（行ツ）第９号上告人
西出　泰久
平成２９年（行ツ）第９号上告人
小酒井　隆
平成２９年（行ツ）第９号上告人
清井　　拓
平成２９年（行ツ）第１９号上告人
阿部　恭子
平成２９年（行ツ）第１９号上告人
三宅　一臣
平成２９年（行ツ）第１９号上告人
菊川　礼子
平成２９年（行ツ）第１９号上告人
堀口　千絵
平成２９年（行ツ）第１９号上告人
須藤　梅子
平成２９年（行ツ）第２１号上告人
内藤千賀子
平成２９年（行ツ）第２２号上告人
足立　直矢